



函館北ロータリークラブ会報

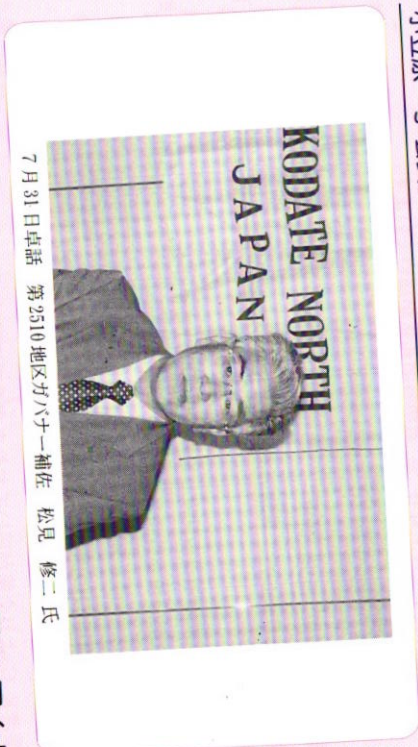
2002~03年度
国際ロータリー・テーラ



2002~03年度
国際ロータリー会長
ピチャイ・ラタリル

慈愛の種を播きましよう

小笠原 孝会長テーラ 『仲間を増やしロータリーを広めよう!』



7月31日卓話 第2510地区ガバナー補佐 松見 修二氏

《第1883回例会》 第6号 8月7日(水)

本日のプログラム

「航空業界あれこれ」

日本航空機函館支店 支店長 出原 和正氏

★会長 小笠原 孝 ★幹事 増田定雄

例会場：函館国際ホテル 〒040-0064 函館市大手町5-10 TEL23-5151
例会日：毎週水曜日 12:30~13:30 事務局：函館市大手町5-10 ニチロビル4F TEL23-3870

ており、クラブ会員身分に伴うその他のすべての条件を引き続き満たしていなければならぬ；また

- (3) 自己の責に帰すべからざる事由によって、その職業分類を失うこととなった会員は、その職業分類を引き続き保持することができ、そしてその職業分類または新しい職業分類の職業に改めて就くために必要な期間として、1カ年を限り出席義務規定の特別免除が与えられるものとする。但し、その他すべてのクラブ会員としての資格条件を引き続き満たしていなければならぬ。その会員身分最終は許された免除期間終了後初めて発効するものとする。
- (b) 再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって最終した場合、同人は、同じ職業分類または別の職業分類の下に、新たに入会申請をすることができる。もし同人が会員に選ばれた場合、2度目の入会金を納めることを要しない。
- (c) 名誉会員の会員身分の最終。名誉会員の会員身分は、理事会が決定した期間の終了をもって自動的に最終する。しかしながら、理事会は名誉会員身分の期間を更に延長することができる。理事会はいつでも名誉会員身分を取り消すことができる。

(会報担当者：栗原幸男 委員)

◎ 7月17日出席報告

会 員	49名	出席率対象会員	
		出席率規定免除会員	47名
当日出席	26名	出席率規定免除会員	2名
他クラブ出席	12名	当日欠席	1名
出席		出席合計	21名
		率	38名
			82.61%

・テレフオンサービス(例会移動案内)電話 23-2377 番

次回・8月14日
プログラム

「自主休会」

8月21日

夜間例会「ビアパーティ」

ハーバービューホテル 18時30分~

三浦 会員……喜多会で準優勝しました。
 松見 会員……先週の合同例会ありがとうございます。
 野田 会員……明日から港まつりですね。
 大谷 会員……喜多会が優勝しました。
 小池 会員……高橋さんと目が合いましたので。
 今井 会員……久しぶりです。

◎卓話 「ロータリー手続要覧について」 第2510地区ガバナー補佐 松見 修二氏
 手続要覧について。

- 1998年に制定された要覧と2001年に改定された事項は大別すると次のようになります。
1. 会員の種類、身分(正会員と名誉会員)
 2. クラブ例会と出席の規定
 3. クラブ所在地(クラブの区域限界内)
 ロータリー-クラブ定款の一部を掲載いたします。

第1条 定義

本条の語句は、本定款で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味をもつものとする。

1. 理事会：本クラブの理事
2. 細則：本クラブの細則
3. 理事：本クラブの理事会メンバー
4. 会員：名誉会員以外の本クラブ会員
5. R I：国際ロータリー
6. 年度：7月1日に始まる12カ月間

第5条 会台

第1節 例会

- (a) 日および時間。本クラブは、毎週1回、細則に定められた日および時間に、定期の会台を開かなければならない。
- (b) 会台の変更。正当な理由ある場合は、理事会は、例会を、前回の例会の翌日から前日までの間のいずれかの日または定例日の他の時間または他の場所に変更することができる。
- (c) 取消。例会日が法定休日に当たる場合、またはクラブ会員が死亡した場合、または全地域社会にわたって流行病もしくは災害が発生した場合、または地域社会での武

力紛争がクラブ会員の生命を脅かす場合、理事会は、例会を取りやめることができる。理事会は、本項に明記されていない理由であっても、1年に4回まで例会を取りやめることができる。但し、本クラブが4回以上続けて例会を開かないようなことがあってはならない。

第6条 会員身分

第1節 全般的資格条件。本クラブは、善良な成人であって、職業上良い世評を受けている者によって構成されるものとする。

第2節 種類。本クラブの会員の種類は次の2種類です。すなわち、正会員および名誉会員とする。

第6節 名誉会員

(a) 名誉会員の資格条件。ロータリーの理想推進のために称賛に値する奉仕をした人を本クラブの名誉会員に選挙することができる。かかる会員の身分の存続期間は、理事会によって決定されるものとする。その人は、二つ以上のクラブで名誉会員身分を保持できる。

(b) 権利および特典。名誉会員は、人会金および会費の納入を免除されるが、投票権をもたないし、クラブのいかなる役職にも就くことができない。名誉会員は、職業分類を保持しない。しかし、本クラブのあらゆる会台に出席することができる。その他クラブのあらゆる特典を享受することができる。本クラブの名誉会員は、他のクラブにおいては、いかなる権利または特典も認められないものとする。但し、例外として、ロータリアンの来賓としてではなく他のクラブを訪問する権利はある。

第7条 職業分類

第1節 一般規定

(a) 主な活動。各会員は、その事業または専門職務に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する商社、会社または団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、または、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものでなければならぬ。

(b) 是正または修正。理事会は、もし事情がこれを必要とする場合は、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。かかる是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告を与えなければならない。そしてその会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。

第2節 制限。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出して